

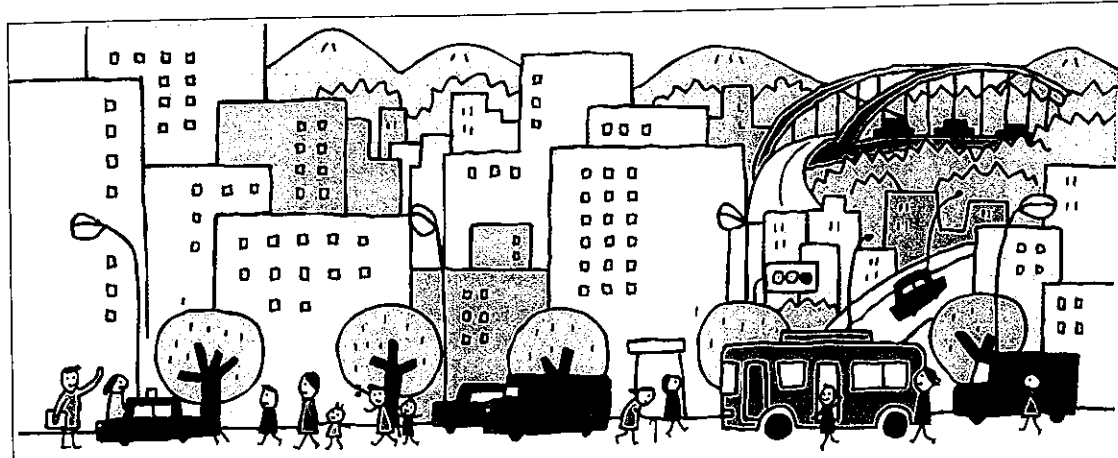
変化発展する経済社会と法

1 経済活動における法の役割

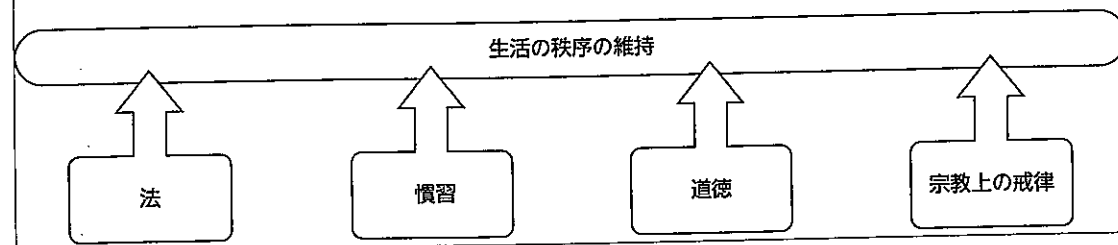
わたしたちの生活には、商品の売買、金銭の貸借などのような経済生活や夫婦・親子をめぐる家族生活、国会議員の選挙などというような政治にかかわる社会生活などが含まれている。これらの生活が平穏・円滑に秩序を保って営まれていくためには、社会のだれもが守らなければならないルールが必要となる。このルールが社会規範である。これには、法をはじめ、慣習や道徳、宗教上の戒律などがある。

慣習

社会規範としての慣習は、長い間のならわしや風習で一般的に守るべきものとして認められたものをいう。



生活の秩序の維持



社会規範の役割

宗教上の戒律

宗教上の戒律とは、宗教徒が日常の生活のなかで守るべき行動のルールのことである。

2 法の意義と体系

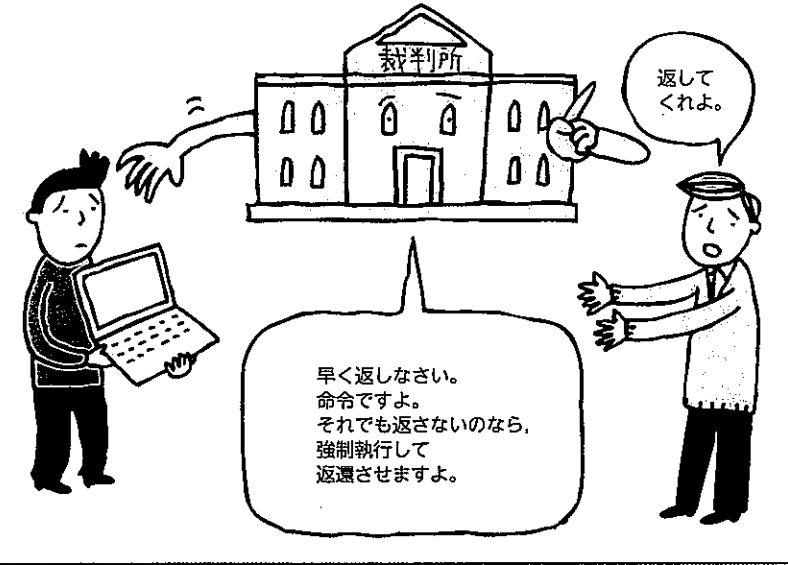
いろいろな社会規範のなかで、法は、ほかの社会規範から、はっきり区別できる特徴をもっている。道徳や慣習などに従わなかった者は、良心に責められて苦しむとか、仲間からつまはじきにされるといったことだけですむ。

ところが、法を守らない者は、国家によって、法に従うことを強制させられたり罰せられたりする。

法は、国家権力によって定められ、強制されるという性質をもつ、特殊な社会規範である。

例 for example

5 借り主が借りた物を返さない場合、貸し主の訴えを受けた裁判所は、法により、借り主に返還を命ずる。それでも返さないときは、国家の力によって、強制執行して返還させる。



法は、いろいろな基準から分類し、体系づけることができるが、ここでは、次の四つの基準から、分類することにする。

分類の基準	法の分類
条文の形に書きあらわされているか、否かによる分類	成文法と不文法
法の効力のおよぶ範囲が一般的か、特別な範囲だけかによる分類	一般法と特別法
法の適用が当事者の意思にかかわらず強制されるか、否かによる分類	強行法規と任意法規
国家・地方公共団体と国民の関係などを規律するか、個人相互の関係を規律するかによる分類	公法と私法

① 成文法と不文法

成文法と不文法については、次のように整理することができる。

成文法と不文法のあらし	種類	制定・改正の機関	内容
<p>条文の形に書きあらわされた法を成文法という。成文法は制定されると官報などを通じて、国民にその内容が知らされる。このことを公布という。</p>	憲法	国会(発議) 国民投票(承認)	<ul style="list-style-type: none"> ●憲法とは、国家の基本的な体制について定めた基本法である。 ●憲法は、国家の最高法規であって、すべての法は、これに反することが許されない。もし、反していれば、その法は、法としての効力をもたない(憲98①)。
<p>公布された成文法の効力を現実に生じさせ、これによって社会生活を規律することを施行という。</p>	法律	国会	<ul style="list-style-type: none"> ●法律とは、国家の法全体をさしていることもあるが、ふつうは、国会の議決によって成立する「法律」とよばれる法をいう。 ●法律を制定できるのは、国会だけであって、憲法は、国会を「国の唯一の立法機関」としている(憲41)。
<p>なお、法の施行前に生じたことがらについて、法はふつう適用されない。これを法律不遡及の原則という。</p>	命令	内閣 内閣総理大臣 各省の大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●命令とは、国会以外の一定の国家機関が制定する法で、内閣が制定する政令、内閣総理大臣が制定する内閣府令、各省の大臣が制定する省令などがある。 ●国家の法である点では、法律と同じであるが、法律に反することを定めたり、法律を改廃することはできない。
<p>成文法には、右にあげたような種類がある。</p>	条例	各地方公共団体の議会	<ul style="list-style-type: none"> ●条例・規則とは、地方公共団体などその区域内の社会関係を規律したり、その行政事務などの細目を定めたものである。 ●法律や命令の範囲内で定めるものとされ、地方公共団体などのその区域内だけで施行される。
<p>法律適用の不遡及を原則としているのは、ある法を施行以前のことからさかのぼって適用したのでは、そのような法がないことを前提にして行動していた者が、不利益を被ることがあるからである。しかし、法律不遡及の原則の例外として、その適用によって、適用対象者の利益になるような場合には、法が政策的に施行前にまで、さかのぼって適用されることもある(刑法6、借地借家法附則4など)。</p>	規則	各地方公共団体の長など	<ul style="list-style-type: none"> ●条約とは、国家間の文書による協定で、内閣がこれを結ぶ権限をもつが、事前または事後に国会の承認を受けることを必要とする(憲73Ⅲ)。 ●条約は国際法であるが、それが、公布・施行されると、国内法としての効力をもち、国民を規律することになる(憲98②)。
<p>明確な条文の形に書きあらわされていない法を不文法という。複雑な現代社会の秩序を維持するために成文法だけでは不十分なところを補う役割をもっている。</p>	慣習法	内閣(締結) 国会(承認)	<ul style="list-style-type: none"> ●慣習法とは、社会生活を維持する社会規範として、長い間、人々に支持された慣習が、法として意識されるようになったものである。 ●わが国では、原則として成文法が優先して適用され、慣習法は例外的な場合に、成文法を補う役割をもつにすぎない(法の適用に関する通則法3)。
<p>不文法には、右にあげたような種類がある。</p>	判例法		<ul style="list-style-type: none"> ●個々の紛争を解決するために、裁判所がくだした判決で先例となるものを判例という。 ●同じような事件について、同様の判決がたびたびくだされることにより、判例の方向がだいたい定まった場合に、それを判例法という。

成文法

不文法



アドバイス

法律適用の不遡及を原則としているのは、ある法を施行以前のことからさかのぼって適用したのでは、そのような法がないことを前提にして行動していた者が、不利益を被ることがあるからである。しかし、法律不遡及の原則の例外として、その適用によって、適用対象者の利益になるような場合には、法が政策的に施行前にまで、さかのぼって適用されることもある(刑法6、借地借家法附則4など)。

2 一般法と特別法

一般法とは、あることがらについて、広く一般的に規定した法である。これに対して、特別法は、特定の人や地域、特定のことがらにかぎって規定した法である。

例 for example

経済生活を規律する法のなかで、民法は、一般の人々の間で行われる売買や貸借などについて定める法であるのに対し、商法は主として、商人の間の売買や貸借などについて定める法である。この場合、民法が一般法、商法が特別法という関係になる。

なお、同じことがらについて、一般法と特別法の両方に規定がある場合、特別法が一般法に優先して適用される。これを、特別法優先の原則という。

例 for example

- ① 商取引が行われた場合、商法が特別法として、一般法である民法に優先して適用される。
- ② 銀行の業務には、銀行法が特別法として、一般法である商法に優先して適用される。

3 強行法規と任意法規

強行法規は、社会生活の秩序を維持するために、当事者間の意思でそれと違う取り決めをすることができない法規である。これに対して、任意法規は、当事者の意思が尊重され、当事者が取り決めをしない場合に、当事者の意思を補充するものとして適用される法規である。

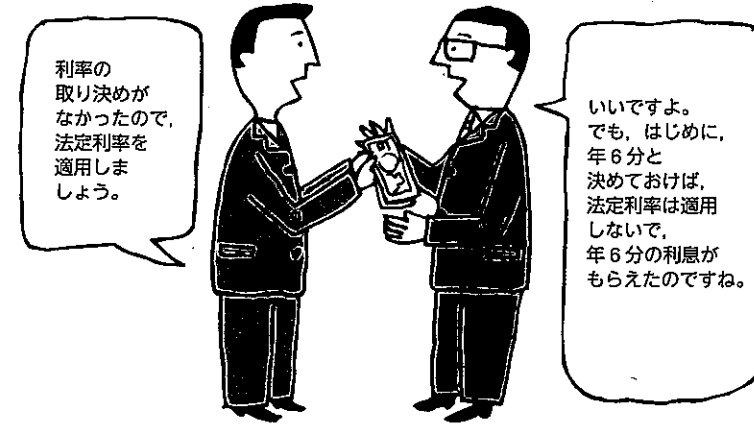
たとえば、民法のなかでは、物権や親族・相続に関する規定などは、強行法規が多く、債権に関する規定などは、任意法規が多い。

例 for example

次に示す①と②は強行法規の例であるから、当事者の意思にかかわらず適用され、③と④は任意法規の例であるから、当事者の意思が優先し、その法を適用しないことができる。

- ① 民法およびその他の法律で定められている物権のほか、勝手に新しい種類・内容の物権を作り出すことはできない(民175)。

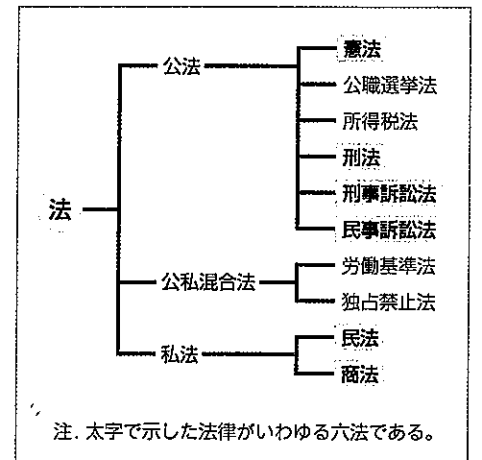
- ② 胎児は、相続については、すでに生まれたものとみなして、相続する権利をもつ(民886①)。
- ③ 利息がつく債権は、特別の約束がなければ、年5分の利率で計算した利息となる(民404)。



- ④ 家賃や地代などは、毎月末に支払うと民法に定めがあるが、当事者の意思で、これを3か月ごとに支払うと決めてもよい(民614)。

4 公法と私法

国家・地方公共団体と国民の関係などを規律する法を公法といい、個人間の売買や貸借、会社の商取引などの経済生活や、親子・夫婦などの家族生活を規律する法を私法という。私法のうち、とくに経済生活を規律する法は、一般に、個人の意思を尊重する内容になっている。意思の自由と自由競争の結果、社会的に経済的な不平等が生じてきたことから、経済関係に公法的規律がはいり込む公私混合法がみられるようになった。



公法・私法・公私混合法の一例

3 経済環境など社会の変化と法

法が社会の秩序を維持する役割をはたしていることはすでに学んだ。そして、その社会は日々変化しているので、社会のしくみにあわなくなった法は、改正されるか廃止される。また、従来の法で社会の変化に対応できなくなった場合は、新しい法が制定される。

1 変化発展する経済社会と法

基礎徹底マスター 学習の要点と確認 | 教科書p. 6~12

Economic Activities and Laws

本節では、法について、意義、体系、および適用と解釈など、一般的なことがらについて学ぶ。

1 経済活動における法の役割

わたしたちの生活が平穏・円滑に①を保って営まれていくためには、社会の誰もが守らなければならないルールが必要となる。このルールが②であるが、それには、法をはじめ、慣習や③、宗教上の戒律、掟、家訓、マナー、エチケットなど、さまざまなものがある。

2 法の意義と体系

いろいろな社会規範の中で、法は、ほかのものとはっきり区別できる特徴をもっている。すなわち、法は、唯一、④によって定められ、⑤されるという性質をもつ、特殊な社会規範なのである。なお、法は、次のように四つの基準で分類することができる。

(1)存在形式	成文法：条文の形に書きあらわされている法
	不文法：明確な条文の形に書きあらわされていない法
成文法は「制定→⑥→⑦」という手順をとる。すなわち、制定された成文法は、⑧などを通じて国民にその内容が知らされ、その後、効力を現実に生じさせて社会生活を⑨する。なお、法は、その施行前に生じたことからは、ふつう適用されない。これを⑩という。	
成文法の1法	憲法 ・国会で⑪し、⑫で承認する。 ・国家の基本的な⑬について定めた基本法。 ・国家の⑭であり、これに反する法は⑮をもたない。
	条約 ・国家間の文書による協定で、⑯が締結し、国会が承認する。 ・⑰であるとともに、⑱としての効力をもつ。
	法律 ・制定できるのは、「国の唯一の⑲」である国会だけである。
	命令 ・国会以外の一定の国家機関が、法律の範囲内で制定する法。 ・内閣が制定する⑳、内閣総理大臣が制定する㉑、各省の大臣が制定する㉒などがある。

- 答** ①秩序 ②社会規範 ③道徳 ④国家権力 ⑤強制 ⑥公布 ⑦施行 ⑧官報 ⑨規律
 ⑩法律不遡及の原則 ⑪発議 ⑫国民投票 ⑬体制 ⑭最高法規 ⑮効力 ⑯内閣 ⑰国際法
 ⑱国内法 ⑲立法機関 ⑳政令 ㉑内閣府令 ㉒省令

成文法の2法	地方の法	条例 ・各地方公共団体の㉓が、その区域内の社会関係を規律するために、法律や命令の範囲内で定めた自治法。 規則 ・各地方公共団体の長などが、その管轄内の㉔などの細目を、法律や命令、条例の範囲内で定めたもの。
	不文法の2法	慣習法 ・社会生活を維持する㉕として、長い間、人々に支持された慣習が、法として意識されるようになったもの。 ・優先して適用される㉖を補う役割をもっている。 判例法 ・類似の事件について、同様な㉗がたびたびくだされ、判例、すなわち㉘がくだした判決の先例が、一定の方向性をもつようになったもの。
(2)適用範囲		一般法：あることがらについて、㉙一般的に規定した法 特別法：㉚の人や地域、ことがらに限定して規定した法 同じことがらについて、両方にそれぞれ異なる規定がある場合には、特別法が一般法に優先して適用される。これを㉛という。
(3)強制の有無		強行法規：当事者間でそれと異なる取り決めができない法規 任意法規：当事者の意思が尊重され、それを補充する形で適用される法規 例えば、民法についていえば、物権や親族に関する規定などには㉜が多く、債権に関する規定などには㉝が多い。
(4)適用対象		公法：㉞・地方公共団体と㉟の関係などを規律する法 私法：個人間の関係や経済生活、㊱について規律する法 私法のうち、とくに経済生活を規律する法の内容では、とかく、社会的に経済的な㊲が生じやすい。それを防止し、抑制するためには、経済関係に㊳をもち込む必要があり、その根拠として制定されるようになったのが㊴である。

3 経済環境など社会の変化と法

社会は日々変化しているので、そのしくみにあわなくなった法は改正されるか④⑩される。また、従来の法では社会の変化に対応できなくなった場合には、新しい法が④⑩される。具体的には、次のような動きが見られる。

- ・商法や会計基準の改正、④⑩などの国際的な取り決めがさかんになされている。
- ・経済活動が自然保護と調和して行われるよう、④⑩などが定められた。
- ・環境管理のしくみを認証する④⑩という国際規格を取得する企業などが増えている。
- ・情報化社会を規制するため、④⑩なども制定されている。

- 答** ㉓議会 ㉔行政事務 ㉕社会規範 ㉖成文法 ㉗判決 ㉘裁判所 ㉙広く ㉚特定 ㉛特別法優先主義
 ㉜強行法規 ㉝任意法規 ㉞国家 ㉟国民 ㊱家庭生活 ㊲不平等 ㊳公法的規律 ㊴公私混合法
 ㊵廃止 ㊶制定 ㊷WTO ㊸環境基本法 ㊹ISO14001 ㊺不正アクセス行為禁止法